

大阪府農業振興地域整備基本方針変更の概要

1. 農業振興地域整備基本方針について

都道府県知事が定める「農業振興地域整備基本方針」は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に規定された、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農振法第4条の規定により農業振興地域の指定及び「市町村農業振興地域整備計画」の策定に際し、その基準ないし基準となるべき事項について、おおむね10年を見通して定めるものです。今回は「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更されたことから「大阪府農業振興地域整備基本方針」を農振法第5条の規定により変更するものです。

2. 国が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」の主な内容

◆確保すべき農用地面積

・令和元年：400.2万ha⇒令和12年：397万ha

※3万haの減

◆都道府県基本方針の目標面積の設定基準を策定

◆多面的機能支払制度等による共同活動への支援

◆営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備

◆農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

3. 大阪府農業振興地域整備基本方針の主な変更内容（下線部が主な変更点）

◆確保すべき農用地等の面積の目標（P. 2）

令和元年現在の農用地区域内の農地面積	4,733 ha
↓	
農用地区域内からの除外、荒廃農地の発生などすう勢による減少	-193 ha
これまでのすう勢が今後も継続した場合の令和12年時点の農用地区域内の農地面積	4,540 ha
↓	
農地中間管理事業、都市農業・農空間条例などの施策による増加	101 ha
大阪府独自に考慮すべき事由	-224 ha
令和12年の農用地区域内の農地面積目標	<u>4,417 ha</u>

※都市農業・農空間条例・・・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

◆諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進（P. 3）

農用地等の面積や利用状況を正確に把握するため、デジタル化の積極的な推進等を図る。

◆農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（P. 6）

中部農業地帯に四條畷地域（四條畷市）を追加する。